

学校法人昌平学園
寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人昌平学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を埼玉県北葛飾郡杉戸町下野 851 番地におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) ろりぼっぷ幼稚園
- (2) 昌平高等学校 全日制課程 普通科
- (3) 昌平中学校

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上8人以内
- (2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) ろりぼっぷ幼稚園長
- (2) 学園長、昌平高等学校校長または昌平中学校校長
- (3) 法人本部事務局長
- (4) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2人以上4人以内
- (5) 学職経験者のうちから理事会において選任した者 2人

2 前項第1号及び第2号、第3号、第4号の理事は、園長、学園長もしくは校長、法人本部事務局長または評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（園長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員若しくは役員配偶者又は三親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止する

ことができる者を選任するものとする。

3 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを埼玉県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

4 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(親族関係等の制限)

第8条 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が1人を超えて含まれることにはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事、評議員若しくはその親族その他特殊の関係がある者又は職員(園長及び教員を含む。以下同じ。)が含まれることにはならない。

3 この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係があるものであってはならない。

(役員任期)

第9条 役員(第6条第1項第1号及び第2号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は2年とする。但し、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なおその職務(理事長にあってはその職務を含む。)を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。
- (3) 死亡。
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(役員報酬)

第12条 役員報酬については、勤務実態に則して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

(理事会)

第13条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監査する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。但し、緊急を要する場合は、この限りではない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選により定める。

9 第7条第4項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。但し、第13項の規定による除斥のため、3分の2に達しないときは、この限りではない。

11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。

12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数で決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(理事長の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の権限)

第15条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長の職務の代理権)

第16条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定められた順位に従い、理事がその職務を代理し、またその職務を行う。

(議事録)

第17条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第18条 この法人に評議員会をおく。

2 評議員会は、13人以上17人以内の評議員を持って組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。但し、緊急を要する場合は、この限りではない。

7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければその議事を開き、議決をすることができない。但し、第12項の規定による除斥のため、過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は評議員として議決に加わることはできない。
- 12 評議員会の議事については特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできない。

(議事録)

第19条 第17条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第20条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (3) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
- (4) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第21条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え又役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第22条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 5人以上7人以内
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25歳以上のものうちから、理事会において選任した者 2人以上3人以内
- (3) この法人の設置する学校に在籍する園児、生徒の保護者のうちから、理事会において選任した者 2人以上3人以内
- (4) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 4人

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(準用規定)

第23条 第8条第1項及び第12条の規定は、評議員について準用する。

(任期)

第24条 評議員の任期は2年とする。補欠の評議員は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第25条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。

第5章 資産及び会計

(資産)

第26条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備、又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に繰り入れられる財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に繰り入れられる財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第28条 基本財産は、これを処分してはならない。但し、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第29条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、もしくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(予算及び事業計画)

第31条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第32条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第33条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告しその意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第34条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表及び収支計算書及び事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。次項及び第3項において同じ。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第7条の監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えておき、請求があった場合(役員等名簿及び寄附行為以外の書類にあっては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。)には正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員名簿等に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除き、同項の閲覧をさせることができる。

(役員報酬)

第35条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第36条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第38条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 埼玉県知事の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては埼玉県知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては埼玉県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第39条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人その他教育の事業を行う者に帰属する。

(合併)

第40条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、埼玉県知事の許可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第41条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、埼玉県知事の許可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、埼玉県知事に届けなければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第42条 この法人は、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に法人事務所に備えておかなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他の必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、学校法人昌平学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第44条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事（理事長）	波多野 芳
理 事	加 藤 正 作
理 事	小 島 構次郎
理 事	波多野 久 野
理 事	小 島 惣五郎
理 事	小 島 新一郎
監 事	林 重 郎
監 事	小 田 常 春

- 2 この法人の設置する幼稚園の卒業者が年齢 25 歳に達するまでの間は、第 22 条の規定の適用については、同条第 1 項第 2 号中「この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 歳以上の者」とあるのは「この法人の設置する幼稚園の園児の保護者」と、同条第 2 項中「第 1 号」とあるのは「第 1 号及び第 2 号」と、「その職務上の地位を退いたときは」とあるのは「この法人の教職員の地位を退いたとき、又はこの法人の設置する学校の園児、生徒の保護者でなくなったとき」と読み替えるものとする。

- 3 この寄附行為は、所轄庁の認可の日（平成 3 年 12 月 2 日）から施行する。

- 4 この寄附行為は、所轄庁の認可の日（平成 12 年 2 月 23 日）から施行する。

- 5 この寄附行為は、所轄庁の認可の日（平成 18 年 3 月 25 日）から施行する。

- 6 所轄庁の認可（平成 18 年 9 月 22 日）を受けたこの寄附行為は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

- 7 所轄庁の認可（平成 22 年 2 月 12 日）を受けたこの寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

- 8 所轄庁の認可（平成 22 年 7 月 13 日）を受けたこの寄附行為は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

- 9 所轄庁の認可（令和 2 年 3 月 10 日）を受けたこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

- 10 所轄庁の認可（令和 6 年 3 月 29 日）を受けたこの寄附行為は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。